

## 麻生区役所職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 麻生区役所職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、麻生区役所職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 川崎市職員不祥事防止委員会及びその他関係機関との不祥事防止対策に係る連絡及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。
- 3 委員は、管理職をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

- 2 委員長が必要であると認めるときは、作業部会を設置することができる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(その他職員の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(幹事会の設置等)

第8条 不祥事が発生した場合、委員長は、その原因究明及び対策検討のため必要と認めるときは、部長級職員及び当該課の課長並びに人事担当課長を招集し、幹事会を設置することができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行する。